

生産緑地地区内における行為の許可申請について

(生産緑地法第8条2項、第9項関係)

生産緑地地区内においては、公共施設等の敷地に供される場合を除き、農地等として保全することが義務付けられている地区です。

そのため、設置基準を満たすものに限って、市長が許可することにより、建築行為等が可能となりますが、事前にまちづくり推進課とご相談いただいた上で提出して下さい。ただし、都市計画法第8条1項に規定する用途地域による制限により、建築等できない場合がありますのでご注意下さい。

<許可が必要な行為>

- (1) 建築物その他の工作物の建築、改築または増築
- (2) 宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更
- (3) 水面の埋立または干拓

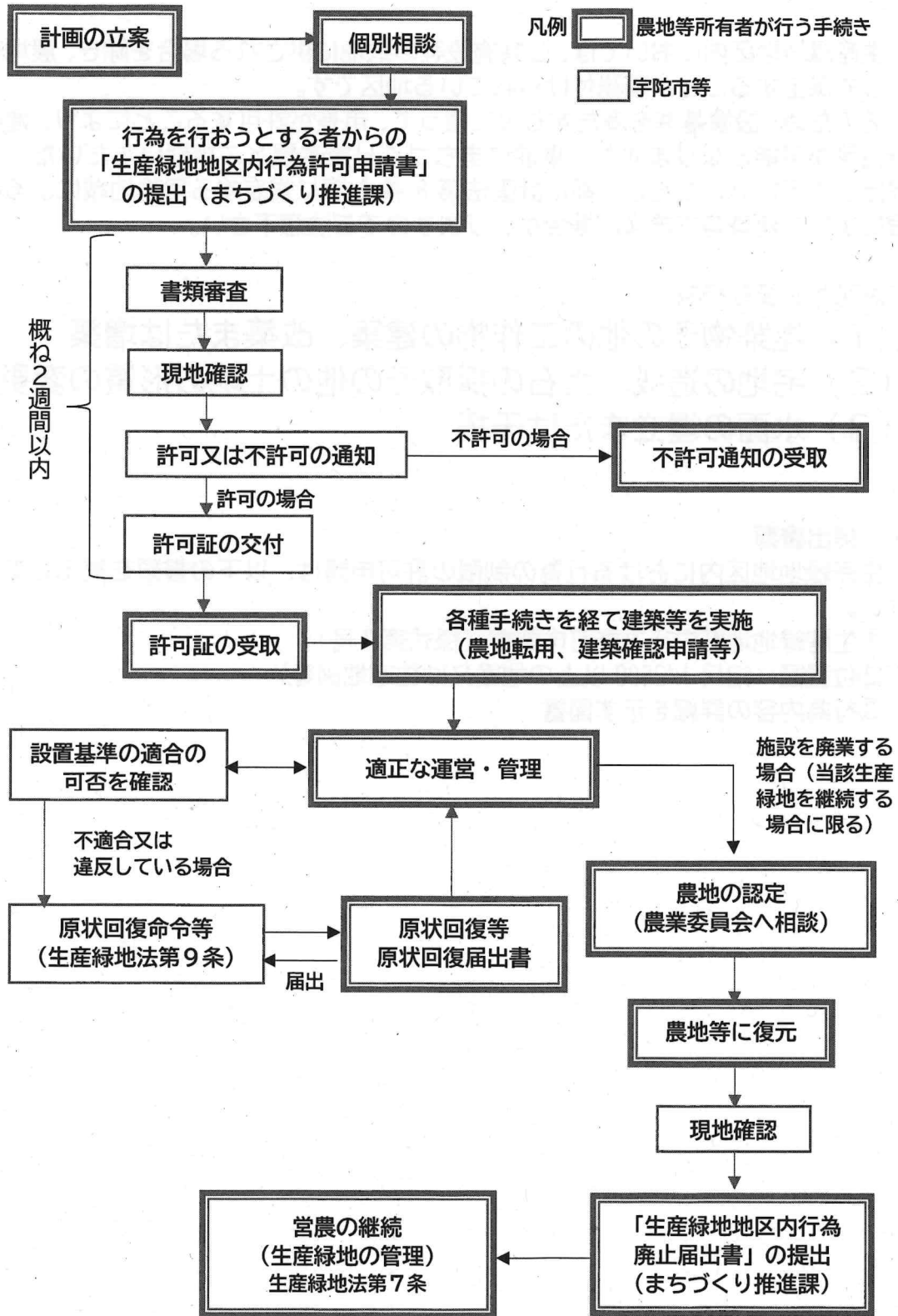
1 提出書類

生産緑地地区内における行為の制限の許可申請は、以下の書類を提出して下さい。

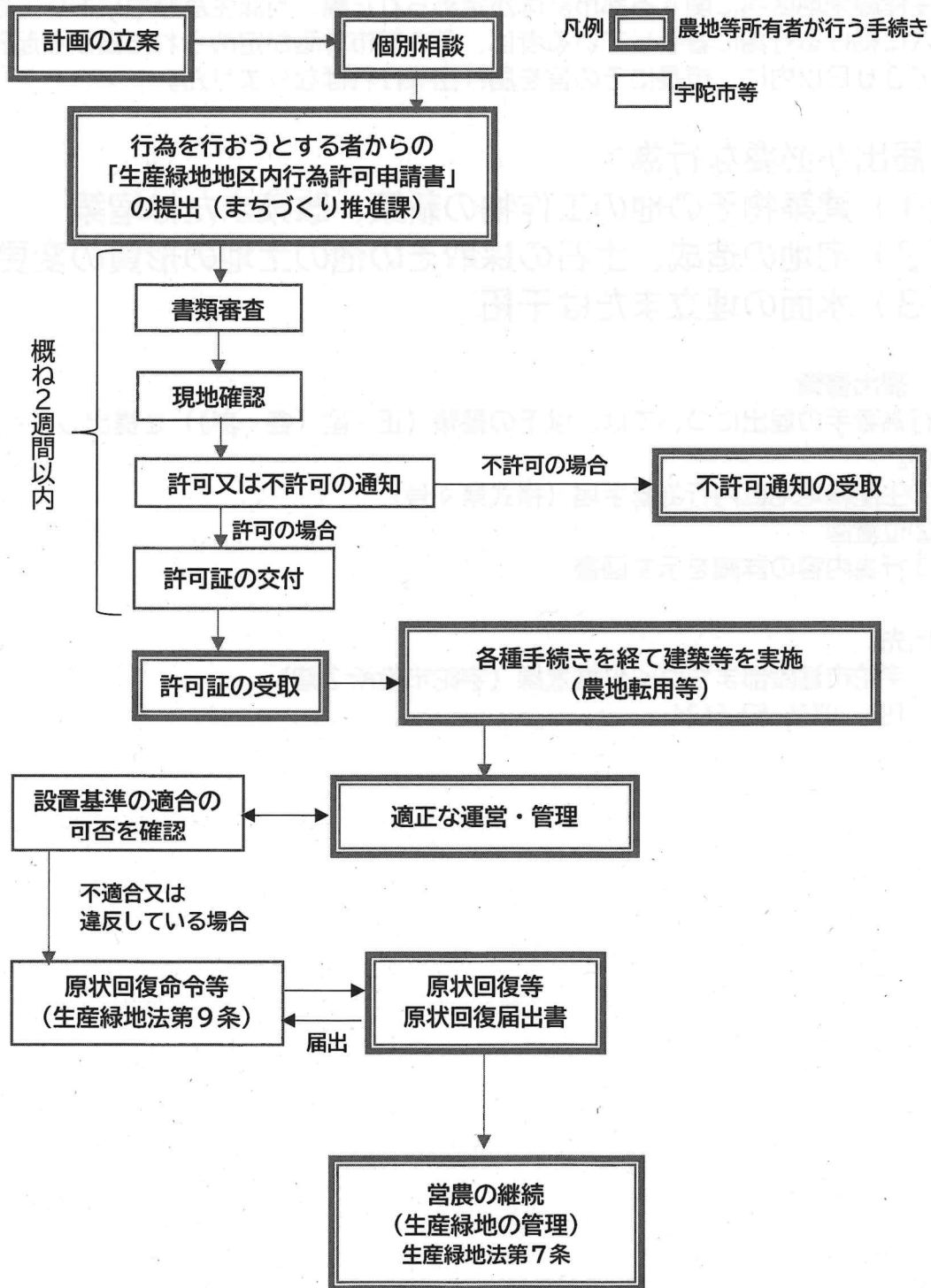
- ①生産緑地地区内行為許可申請書(様式第2号)
- ②位置図(縮尺1/2500以上の地図又は住宅地図等)
- ③行為内容の詳細を示す図書

2 行為の許可等の流れ

①建築物その他の工作物の新築、改築または増築の場合



②宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更、水面の埋立又は干拓の場合



2 提出先

宇陀市建設部まちづくり推進課 (宇陀市役所 2階)

TEL 0745-82-5624

生産緑地地区内における行為着手の届出について

(生産緑地法第8条5項関係)

生産緑地地区内に関する都市計画が定められた際、当該生産緑地において既に次に掲げる行為に着手している者は、その都市計画が定められた日から起算して30日以内に、市長にその旨を届け出なければなりません。

<届出が必要な行為>

- (1) 建築物その他の工作物の新築、改築または増築
- (2) 宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更
- (3) 水面の埋立または干拓

1 提出書類

行為着手の届出については、以下の書類(正・副(各一部))を提出してください。

- ① 生産緑地地区内行為着手届(様式第4号)
- ② 位置図
- ③ 行為内容の詳細を示す図書

提出先

宇陀市建設部まちづくり推進課(宇陀市役所2階)
TEL 0745-82-5624

生産緑地地区内における仮設の工作物等について

(生産緑地法第8条9項関係)

生産緑地地区内において、通常管理行為、軽易な行為等で次に掲げる行為については、許可を要しませんが、まちづくり推進課と事前に協議を行ったうえで行為に着手してください。

<通常管理行為、軽易な行為等>

- ・ 建築物以外の工作物で次に掲げるものの新設・改築又は増設
 - イ 仮設の工作物
 - 水道管、下水道管渠その他これらに類する工作物で地下に設けるもの
- ・ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- ・ 当該生産緑地において農林漁業を営むために行う法第8条2項第1号または第2号に規定する施設（畜舎を除く。）の設置又は管理に係る行為で次に掲げるもの
 - イ 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築で、その新築、改築又は増築に係る部分の床面積の合計又は築造面積が90平方メートル以下であるもの
 - 幅員が2メートル以下の用水路又は幅員が2メートル以下の農道若しくは林道の設置又は管理
- ・ 農地等とするための土地の形質の変更、水面の埋立又は干拓

1 事前協議時の必要書類

事前協議については、以下の書類を提出してください。

- ①位置図
- ②行為の概要がわかる資料
- ③その他必要書類

<仮設の工作物の設置について>

仮設の工作物の設置にあたって、生産緑地をやむを得ず仕様しなければならない事由がある場合は、事前協議時の必要書類とともに次の書類を提出してください。

- ①借地契約書の写し又は工事契約書の写し
- ②工程表
- ③一時使用の理由書

2 提出先

宇陀市建設部まちづくり推進課（宇陀市役所 2階）

TEL 0745-82-5624